

上田市公告第70号

入札公告

上田市が発注する業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年5月7日

上田市長 土屋 陽一

1 入札対象業務

業 務 名	上田市立小学校LED照明器具賃貸借（第1期）【債務負担行為】
業 務 箇 所	市内小学校12校
業 務 概 要	市内小学校12校の照明器具をLED照明に改修し、保守を含めた賃貸借
物件の賃貸借期間	令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間 ※契約締結日の翌日から賃貸借期間開始日までは設置等の準備期間とする。
物件の設置期限	令和7年3月31日まで（検査期間10日間含む）
業 務 内 容	「上田市立小学校LED照明器具賃貸借（第1期）仕様書」のとおり

2 入札者の資格条件

令和4・5・6年度上田市物品入札（見積）参加資格者名簿に登録され、希望業種「役務・業務委託」の内、細目「施設リース」「その他リース」を入札参加希望営業品目として登録している者で、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。要件に違反した入札は無効となります。

- (1) 平成25年度以降に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と本件入札に係る業務内容及び規模が同等以上の契約を締結し、これを全て誠実に履行した実績を複数有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの間に上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成22年告示第80号）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定

を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 次に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加できません。

(ア) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等と子会社等の関係にある者又は親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者

(イ) 一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の代表権のある役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者

3 入札日程等

仕様書の閲覧	令和6年5月7日(火)から令和6年5月29日(水)まで、上田市ホームページ(https://www.city.ueda.nagano.jp)への掲載、上田市財政部契約検査課(上田市役所3階)において行います。(窓口での閲覧は閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)
質問書の受付	令和6年5月7日(火)から令和6年5月22日(水)までに財政部契約検査課へ提出(最終日は午後5時まで:FAX可)してください(様式は任意)。
質問への回答	令和6年5月27日(月)までに行い、上田市ホームページで閲覧に供します。
現地確認	令和6年5月7日(火)から令和6年5月14日(火)までに上田市教育委員会教育施設整備室へ申込みをし、令和6年5月13日(月)から令和6年5月24日(金)の間の平日午前9時から午後4時までの間で現地確認をしたい学校と調整の後、実施することができる。
最低制限価格制度	適用なし
入札方法及び入札書の提出方法	紙入札による。 入札書は入札場所に持参してください。 ※初回入札で落札者が決定しない時は引き続き2回目の入札を行います。再度の入札でも落札者が決定しない時は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とします。その場合の見積り回数は2回です。 ※初回入札に限り、郵送による提出も認めます。郵送の場合は、5月28日(火)午後5時までに契約検査課必着とします。
入札日時・場所	令和6年5月30日(木) 午前10時00分 本庁舎3階301・302会議室

4 入札事項等

入札事項	① 1件の入札に対して複数の入札書の提出があった場合は、すべての入札を無効とします。 ② 入札参加者が1者のみの場合も有効とし開札します。
入札書記載金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された額に、当該金額の100分の10に相当する額（以下消費税相当額という）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約を締結するので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を控除した金額を入札書に記載してください。
入札保証金	入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の5%とし、納付は免除します（落札者が契約を締結しない場合は納付を要する）。
契約保証金	上田市財務規則（平成18年上田市規則第45号）第124条の規定による。
落札者の決定方法	予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

5 問い合わせ

入札に関すること（担当：笠原）

上田市財政部契約検査課（上田市役所本庁舎3階）

TEL 0268-23-5257

FAX 0268-23-5116

仕様に関すること（担当：荒井）

上田市教育委員会教育施設整備室（上田市役所南庁舎1階）

TEL 0268-23-6772

FAX 0268-23-6368